

令和7年度大分県ガストロノミーツーリズム情報発信事業業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度大分県ガストロノミーツーリズム情報発信事業業務

2 業務の目的

大分県は豊かな自然環境が育んだ海・山・里の多彩な食材に恵まれており、温泉資源の活用や発酵文化など独自の食文化があり、臼杵市がユネスコ創造都市ネットワークに加盟するなど、地域での取組も活発である。

そのような中、本県では食材の産地、栽培方法、市場、それが食卓に届くまでの各段階で、サステナビリティ（持続可能性）を意識した食・食文化を目指す「サステナブル・ガストロノミー」を生産者や料理人、観光事業者等と一体的に取り組んでいる。

本事業では、本県の「食」「食文化」等のコンテンツを発掘し、そのストーリーを磨き上げ、プロモーションを実施することで、県内のガストロノミーツーリズムに対する機運醸成を図り、本県がガストロノミーツーリズムの目的地として選ばれ、観光消費額の増加や宿泊日数の延伸につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

4 委託業務の内容

（1）概要

本県の豊かな自然環境が育んだ地域特有の食・食文化を発掘し、「そこでしか食べられない」料理等の魅力を伝える紹介記事等のコンテンツを作成する。また、作成したコンテンツをオンライントラベルエージェント（OTA）等の効果的な発信手段を活用して、食に関心を持つ層に向けて効果的に発信する。受託者は食コンテンツの取材や紹介記事等の作成、情報発信等事業の実施にかかる一切の業務を行うこととする。

（2）業務の内容

- ① 県内の食コンテンツのリストアップ及び取材
- ② 食コンテンツの紹介記事等の作成
- ③ 効果的な情報発信手段の提案
- ④ 情報発信についての効果検証及び検証結果を踏まえた施策の提案
- ⑤ その他情報発信に関する業務

（3）紹介記事等の作成本数

10本以上

（4）成果品について

作成した紹介記事等及び報告書を電子データで提出すること。なお、情報発信に関する効果検証については、10月末までに中間報告を行うこと。

5 成果物の著作権等

- （1）本業務により得られた成果物の著作権は、原則として大分県（以下、「県」という）に帰属する。
- （2）出演者、協力者、建築物等の肖像権、及び音楽の著作権等、作成する紹介記事等のすべてに関わる著作権について調整を行い、県が配信しようとするホームページやYouTube等の媒体、イベント会場や商談会での使用することの同意を得るとともに、かかる経費については委託料の範囲内で対応すること。なお、使用期限は設けないものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続は受託者において行うこと。出演者については無期限の承諾書を取得すること。

6 その他の留意事項

- ア 契約締結後、速やかに委託業務の令和 8 年 2 月 27 日までの年間予定表を作成し提出すること。
- イ 紹介記事等の内容は地域独自のストーリー性を持ち、魅力が視覚的に伝わりやすいものとする。
- ウ 新たな食コンテンツになり得る素材や事業者等について検証を行うこと。
- エ 取材の対象については大分県サステナブル・ガストロノミー推進協議会と協議して決定すること。
- オ 撮影・取材に関しては可能な限り現地で行うこと。
- カ 業務の実施にあたっては、業務責任者を配置し、円滑に業務を実施できる体制を確保すること。また、提案にあたり、業務の実施体制を示すこと。
- キ 業務の実施にあたり発生した事故等は、受託者の責任において対処するものとする。
- ク 事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が県の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は県が負担するものとし、その額は県と受託者で協議して決定する。

7 機密保持

受託者は、本事業にかかる県との契約において、県が示す「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に記載された内容を遵守すること。

また、再委託する場合には、別途、再委託先との契約においても同様の内容を締結すること。

8 疑義

委託業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議を行うこと。